

ひとり親家庭ホームヘルパーサービスについての注意事項

○支援内容

食事の世話・住居の掃除及び整理整頓・被服の洗濯および補修・育児その他
原則として、家の中の用務です。

※食材の買い出し等はいりません。事前にご準備ください。

※庭の草取り、家屋の補修等日常的でないものは行いません。

※看護等の専門知識、技術が必要なものは行いません。

○派遣日時の変更・取消

- ・土日祝日を除く利用予定日の前日 16 時までには下記の連絡先までお電話にてご連絡ください。やむを得ない理由の場合(派遣当日感染性疾患が判明した場合や、急遽入院が必要になった場合等)を除き、派遣当日の変更及び取消はできません。
- ・やむを得ない理由の場合を除き、派遣当日の変更及び取消は当該日の派遣費用(1 時間当たり 2,500 円～3,000 円程度)を請求します。
- ・派遣日当日(土日祝日を除く)、緊急に帰宅が遅れる等の理由により派遣時間を延長せざるを得ない場合は、17 時までには子育て支援課へご連絡ください。また、土日祝日及び 17 時以降は利用者宅(自宅)派遣中のホームヘルパーにご連絡ください。

次の項目に当てはまる場合は、ご利用をお控えください。

- 体調がよくない場合(例：発熱、咳、だるさ、息苦しさ等)
- 同居家族に発熱している(目安として 37.5℃以上)者がいる場合
(新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を除く)
- 同居の家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

サービス利用後、2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合や疑いが生じた場合は、直ちに子育て支援課子育て支援係までご連絡ください。

<問合せ先>

小金井市子ども家庭部子育て支援課 子育て支援係
母子父子自立支援員 Tel 042-387-9836